

①

国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表十三(一)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

補助金等の名称	1		特別勘定に経理した場合(条件付の場合)	特別勘定に経理した金額	13	円
補助金等を交付した者	2			繰入限度額 (4)のうち条件付の金額	14	
交付を受けた年月日	3	昭平・		繰入限度超過額 (13) - (14)	15	
交付を受けた補助金等の額	4	円		翌期繰越額の計算	当初特別勘定に経理した金額 (13) - (15)	16
交付を受けた資産の価額	5				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	17
帳簿価額又は返還を要しないこととなった場合(無条件の場合又は返還を要しないこととなった場合)	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	6		圧縮限度額の計算	当期中に益金の額に算入すべき金額	
	(4)のうち固定資産の取得等に充てた金額	7			返還した金額	18
	同上に係る返還を要しないこととなった日における帳簿価額	8			返還を要しないこととなった金額	19
	固定資産の取得価額等	9			同上以外の場合の取崩額	20
	圧縮限度額の基礎となる金額 $(8) \times \frac{(7)}{(9)}$	10			期末特別勘定残額 (16) - (17) - (18) - (19) - (20)	21
	圧縮限度額 (5)、(7)若しくは(10)又は(5)、(7)若しくは(10) - 1円	11				
圧縮限度超過額 (6) - (11)	12					

II 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

提供を受けた金銭及び資材の価額	22	円	圧縮限度額の計算	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	25	円
提供を受けた固定資産の価額	23			(22)のうち固定資産の取得等に充てた金額	26	
				圧縮限度額 (23)若しくは(26)又は(23)若しくは(26) - 1円	27	
取得した固定資産の種類	24			圧縮限度超過額 (25) - (27)	28	

III 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

納付金の額	29	円	圧縮限度額の計算	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	33	円
同上のうち既に固定資産の取得等に充てた金額	30			(31)のうち固定資産の取得等に充てた金額	34	
差引納付金の額 (29) - (30)	31			圧縮限度額 (34)又は(34) - 1円	35	
取得した固定資産の種類	32			圧縮限度超過額 (33) - (35)	36	

別表十三（一）の記載の仕方

1 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、国庫補助金等の交付を受けた法人が、法第42条から第44条まで《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法第42条から第44条までの規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「特別勘定に経理した金額13」には、法第43条第6項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第43条第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、法第43条第6項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

(3) 特別勘定に経理した国庫補助金等で交付目的に適合する資産の取得又は改良をした後に、その国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した場合には、その確定した金額を「交付を受けた補助金等の額4」に記載します。

2 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

この明細書は、工事負担金によって固定資産等を取得した法人が、法第45条《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定若しくは放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第26条《法人税法の一部改正に伴う経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第25条《法人税法の一部改正》の規定による改正前の法（以下「平成23年旧法」といいます。）第45条《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第45条又は平成23年旧法第45条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に1に準じて記載します。

3 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

この明細書は、納付金をもって事業用固定資産の取得又は改良をした出資を有しない協同組合等が、法第46条《非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第46条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に1に準じて記載します。